

学 生 課 長
殿
主任 訓練 教官

学 生 部 長

停職処分中の学生の取扱い細部基準について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣旨

「停職処分中の技官候補看護学生の取扱い基準について（通達）」（防医学学第545号。26.4.1）第5項の規定に基づき、停職処分中の学生（以下「停職学生」という。）の取扱いの細部について必要な事項を定める。

2 服務指導計画等

（1）反省日誌

学生課長は、停職期間中、停職学生に対し反省日誌を書かせ、停職期間終了後まとめて、学生部長に提出するものとする。

反省日誌の様式は、別紙様式のとおり。

（2）誓約書

学生課長は、停職学生に対し、停職期間満了の日に、誓約書を学校長に提出させるものとする。

3 停職学生が勤務学生の場合の取扱い

（1）長期勤務学生（服務期間が約6ヵ月の勤務学生をいう。）

停職学生が、長期勤務学生に指名されている場合、その指名を解くか、あるいは停職期間中その勤務を停止するに止めるかを補導の見地から、本職が決定する。

（2）短期勤務学生（服務期間が1週間の勤務学生をいう。）

停職学生が短期勤務学生に指名されている場合、その停職期間にかかる週の勤務にはつかせない。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

